

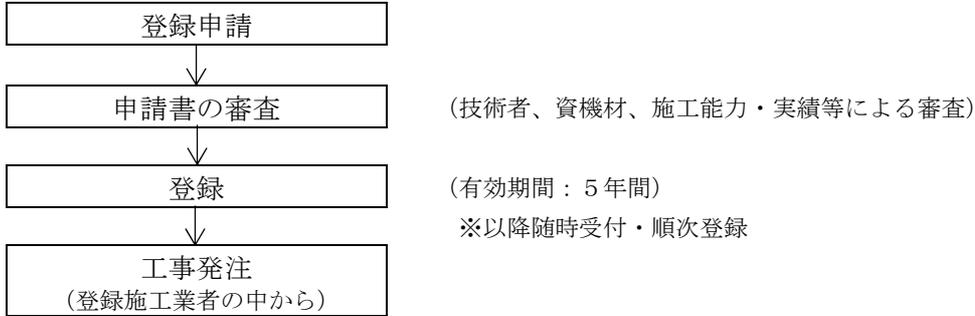
県有施設の石綿の除去等に係る施工業者の登録制度

総務部営繕課

1 目的

県有施設のアスベスト除去等作業を適切かつ安全に行うため、施工業者の能力等の基準を設定し、基準を満足する者について「石綿の除去等に係る施工業者」として登録し、県工事の指名等に活用しようとするもの。

2 登録までのフロー



3 登録の内容

(次の作業別に業者を登録)

- ① 除去作業（レベル1、2、3）
- ② 封じ込め作業
- ③ 囲い込み作業

<参考>

除去作業レベル1	： 発塵性の著しく高い作業
レベル2	： 発塵性の高い作業
レベル3	： 発塵性の比較的低い作業
封じ込め作業	： 固化剤の吹き付け等により発塵を防止する作業
囲い込み作業	： 石綿施工部を別の建材で覆い、室内に飛散させないようにする作業

4 登録要件

「○」が作業種別ごとの登録要件

要件	作業種別				
	除去作業 (レベル1)	除去作業 (レベル2)	除去作業 (レベル3)	封じ込め 作業	囲い込み 作業
建設業法の許可	申請作業に応じて、建設業法別表の下欄に掲げる許可のうち、以下の○印の許可を受けていること。				
とび・土工事業	○	○	○		
塗装工事				○	
内装仕上工事					○
建築工事（大規模、多工種にわたる工事を行う場合）	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
技術者等	石綿作業主任者又は特定化学物質等作業主任者				
	○	○	○	○	○
特別教育	作業に従事させる労働者に対して、石綿規則第27条に規定する特別の教育を行っていること。				
	○	○	○	○	○
特別管理産業廃棄物管理責任者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第9項の特別管理産業廃棄物管理責任者を配置すること。				
	○	○		○	○
建設技術審査証明書 (又は特約店契約、作業実績)	(一財)日本建築センターが発行する吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術の建設技術審査証明書を有すること。(あるいは、県内業者の場合は特約店契約締結又は作業実績)				
	○ (除去工事)			○ (封じ込め工法)	
資機材等	作業に必要な次の資機材を保有又はリース契約（本登録の有効期間以上）により使用していること				
呼吸用保護具・保護衣	○	○	○	○	○
真空掃除機(HEPAフィルター付き)	○	○	○	○	○
集じん・排気装置(放射性エアロゾル用高性能エアフィルター付)	○	○		○	○
薬液等による湿潤機器	○	○		○	○

5 登録後の扱い

- (1) 登録の有効期間は5年間。
- (2) 県有施設の石綿の除去等施工業者登録一覧に登録し、インターネットホームページで公表する。
- (3) 県が発注する解体工事等について登録業者を対象に発注する。